

原議保存期間	3年(令和7年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年9月30日まで)

警察庁丁運発第262号、丁交企発第430号

丁交指発第119号

令和3年11月19日

警察庁交通局運転免許課長

警察庁交通局交通企画課長

警察庁交通局交通指導課長

警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
各管区警察局広域調整担当部長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
科学警察研究所交通科学部長
殿

運転免許行政における今後の新型コロナウイルス感染症対策について(通達)

標記については、これまで「運転免許行政における今後の新型コロナウイルス感染症対策について(通達)」(令和3年9月13日付け警察庁丁運発第204号ほか。以下「旧総合通達」という。)等に基づく指示を行ってきたところであるが、新型コロナウイルス感染症に係る現下の情勢等を踏まえ、下記のとおり改正し、令和3年12月29日から運用することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、以下の通達は同日をもって廃止する。

- ・ 旧総合通達
- ・ 今後の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた外国等の運転免許による運転免許試験の一部免除手続に関する運用上の留意事項について(通達)(令和3年9月13日付け警察庁丁運発第205号。以下「旧外国通達」という。)

記

1 運転免許関係手続上の措置等

(1) 令和3年12月29日以降は実施しないこととする措置

運転免許証の更新・運転可能期間の延長措置(旧総合通達1(1)ア)、指定自動車教習所の卒業証明書等及び修了証明書に係る技能試験免除期間の延長措置(旧総合通達1(2))、仮運転免許の有効期間の延長措置(旧総合通達1(3)ア)及び外国等の運転免許による運転免許試験の一部免除手続における経歴確認、知識確認及び技能確認免除期間の延長措置(旧外国通達1及び2)については、令和3年12月28日までに申出があった者について行うこととし、令和3年12月29日以降に申出があった者については行わないこと。この場合において、令和3年12月28日までになされた申出に基づいてとられたこれらの措置は、旧総合通達及び旧外国通達の廃止後も有効なものとして扱うこと。

なお、教習期間(旧総合通達1(3)イ)及び指定自動車教習所職員講習の受講頻度(旧総合通達1(3)ウ)については、それぞれ「指定自動車教習所業務指導の標準について(通達)」(令和3年4月26日付け警察庁丙運発第5号)及び「指定自動車教習所職員講習の運用について(通達)」(令和3年3月30日付け警察庁丙運発第2号)の定めるところによること。

(2) 令和3年12月29日以降も引き続き実施する措置

ア やむを得ない理由により運転免許を失効させた者に対する運転免許試験の一部免除
運転免許を失効させ、その再取得を希望する者から、新型コロナウイルス感染症の影響により運転免許を失効させた旨の申立てがあった場合は、当該失効が道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由によるものかどうかについて検討し、当該失効が当該理由によるものと認められる場合は、失効後の運転免許の再取得に係る手数料の点も含め、適切な手続を行うこと。

イ 日本の運転免許を失効させた者のうち外国等の免許を有する者に対する運転免許試験等の一部免除

海外に滞在している者で日本の運転免許を失効させた者のうち、有効な外国等の運転免許を有しており、かつ、当該外国等の運転免許を受けた後当該外国に3月以上滞在している者については、日本の運転免許が失効した後の期間を問わず、法第97条の2第2項の規定及び「外国免許関係事務取扱い要領」の改正について（通達）（令和3年5月14日付け警察庁丙運発第8号）第1章第1の2（2）ア（ア）に基づき、日本の運転免許を再取得する際の技能試験及び学科試験並びに知識確認及び技能確認が免除されることとされていることから、海外に滞在している者から新型コロナウイルス感染症の影響により日本への帰国が困難である旨の申立てがあった場合は、アの措置のほか、本制度の活用を促すこと。

2 感染予防対策

運転免許センター、警察署等の運転免許行政関係施設においては、以下の対策等による感染予防の徹底に努めること。

なお、全日本指定自動車教習所協会連合会、全国届出自動車教習所協会により、「指定自動車教習所における新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのガイドライン」等が発出されているので、参照すること。

- 窓口業務等不特定多数の者と接する業務に従事する職員による、石けんによる丁寧な手洗いやアルコール消毒液による手指消毒、マスクの着用を含むいわゆる咳エチケットの励行
- 施設出入口におけるアルコール消毒液等の消毒設備の適切な設置
- 来所者に対するマスクの携帯及び状況に応じた着用の呼び掛け
- 3つの条件（密閉空間、密集場所、密接場面）が同時に重なる場を成立させないための換気等
- 講習等における適切な座席間隔の確保、視野検査等の資機材の頻繁な消毒
- 指導員のマスクの着用
- 高齢者講習の実車指導における、車内の適切な換気及び頻繁な消毒、実施機関の体制や施設等の状況に応じた1～2名での指導
- 機械換気、常時窓開け等による適切な換気、加湿器使用等による適度な湿度の維持等の寒冷な場面における感染防止対策

3 罹患者発生時等における対応

運転免許行政関係施設における新型コロナウイルス感染症罹患者の発生時等においては、保健所の指導等を踏まえ、濃厚接触者・経過観察対象者の把握と検査によって感染範囲を特定し、消毒の徹底や施設の一時閉鎖等の感染拡大防止措置を迅速に実施するとともに、新型コロナウイルス感染症をめぐる情勢や国民の利便を考慮し、個別の業務毎に継続・再開の適否を判断すること。

4 その他

(1) 広報等

1 (1) のとおり、旧総合通達及び旧外国通達に基づいて行われていた運転免許証の更新・運転可能期間の延長措置等については、令和3年12月28日をもってその申出の受付を終了することから、都道府県警察ウェブサイト等を通じ、国民への周知に努めること。

(2) 交通指導取締り時等の留意事項

旧総合通達に基づく措置により、運転免許証の更新・運転可能期間の延長措置を受けた者が、指定された更新・運転可能期間の末日までに更新手続を行わず、運転免許を失効させた場合、運転者管理システムにおいて修正登録を行うこととしているが、失効から修正登録までに時間的間隔が生じることがあることに留意すること。

なお、運転免許証の表面に記載された有効期間又は裏面備考欄に記載された更新・運転可能期間の末日を経過した運転免許証を携帯している者や免許証不携帯の者を取り扱った場合には、照会センターへの照会のみならず、警察本部の運転免許担当課に対して確実に照会するなど、捜査を徹底すること。